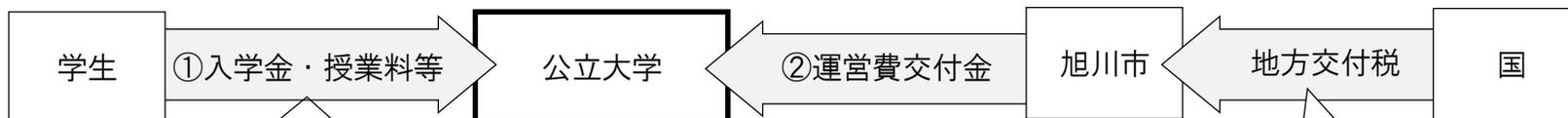


公立大学における予算について

○公立大学は、①学生からの入学金・授業料等の自己収入と②公立大学設置に係る地方交付税を基準とする旭川市からの運営費交付金をもとに運営されます。



○検討中の学生からの入学金・授業料等

(単位：円／一人当たり)

		入学金	減免後入学金	授業料	施設設備費	実験実習費	入学検定料	
大学院	地域政策研究科 地域政策専攻	300,000	210,000	535,800	—	—	30,000	
大学	経済	300,000	210,000	535,800	—	—	17,000	
	保健福祉	コミュニティ福祉	300,000	210,000	535,800	100,000	100,000	17,000
		保健看護	300,000	210,000	535,800	150,000	150,000	17,000
短期大学部	食物栄養	200,000	140,000	390,000	100,000	110,000	17,000	
	幼児教育	200,000	140,000	390,000	100,000	88,000	17,000	

※最終的な決定は、旭川市が定める料金上限(議会の議決事項であり11月下旬から12月中旬に開催予定の令和4年第4回定例旭川市議会に上程する見込)による。

※減免後入学金：①入学の日の1年以上前から引き続き旭川市内に住所を有する者または②入学の日の1年以上前から引き続き旭川市内に配偶者又は1親等の親族が住所を有する者に対して入学金の3割を減免する予定である。

○旭川市からの運営費交付金の基準となる地方交付税は、学生数に学部ごとの設定されている単価を乗じて基準財政需要額を算出するとされている。

○旭川市からの運営費交付金は、算出した地方交付税の基準財政需要額を上限として、毎年度の予算編成において決定し、公立大学法人からの交付申請により交付することになる。